

計画の改定にあたって

千葉県では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下、措置法という。）に基づいて平成17年1月に「千葉県ホームレス自立支援計画」（以下、「支援計画」という。）を策定し、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるよう巡回相談や住宅の確保、就労支援等の取組みを進めてきました。

平成20年のリーマンショック以降、雇用の悪化や景気の低迷が続いていましたが、近年の雇用情勢の改善等の中、平成31年1月に実施した実態調査によると、千葉県内のホームレス数は179人で平成15年1月の668人から大きく減少しております。

これは、生活保護をはじめとした福祉制度の適用や、住宅手当など第二のセーフティネット事業の実施が、ホームレスに対する生活支援、雇用対策や住宅確保に一定の成果を果たしたものと考えられるところです。

一方、ホームレス問題は雇用・経済的な要因に留まらず、傷病や高齢化、人間関係等のさまざまな要因が複雑に関係しており、これらの要因によって就労、そして自立が困難な状況にあるホームレスが存在します。

こうした状況を踏まえ、国では措置法の期限を平成29年から令和9年まで延長するとともに、措置法に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を平成30年に改正しました。

支援計画も策定から10年余りが経過し、平成30年度末に計画期間の満了を迎えたことから、県では、これまでの計画の評価を行いました。その結果、今後も継続した取組の必要性が認められました。

については、生活困窮者自立支援法の改正等も踏まえ、計画の見直しを行い、改定したものです。

主な改定のポイントは次のとおりです。

- 1 計画期間は基本方針を踏まえ、令和元年度から令和5年度までの5年間とします。
- 2 生活困窮者自立支援法が平成30年に改正されたことにより、拡充された事業等を盛り込みます。
- 3 基本方針の改正や近年におけるホームレスの状況の変化を踏まえ、施策の拡充等を盛り込みます。
- 4 1～3を踏まえて、目標の見直しを行います。

令和2年3月